

すみだ女性センターのあり方検討について (令和4年12月7日企画総務委員会報告の概要)

1 検討の経緯等

検討組織

すみだ女性センターは、第2次墨田区公共施設マネジメント実行計画において「民間活力の活用を検討する」施設に位置付けられたことから、庁内に検討組織を設け、平成30年9月から検討を行ってきた。

検討概要

民営化も含め総合的に検討した結果、以下の理由から区の直営が適切と判断した。

男女共同参画施策の推進拠点としての位置付け

男女共同参画施策の推進拠点であることから、区が運営するのが適切である。

個人情報の取扱いと緊急時対応の必要性

相談事業にDV等のセンシティブな個人情報が含まれるほか、状況により警察や医療機関等との連携等、迅速な判断と対応が求められる。

区民等との協働の確保

開館当初から区民等との協働により講座の実施や広報等の運営を行ってきた経緯があり、今後もこの協働体制を維持・発展させていく必要がある。

他区の状況分析

他区の状況を調査・分析した結果、上記～の事項に係る水準を満たす事業者が少なく、将来に向けた持続可能性が見通せない。

2 今後の方向性

男女共同参画施策の推進拠点としての位置付け

上記1の検討に伴い、すみだ女性センターのあり方について次のとおり見直しを行った。これを踏まえ施設名称を変更((仮称)すみだ共生社会推進センター)する予定である。

なお、愛称名「すずかけ」は、変更するかどうかも含め、別途、すみだ女性センター運営委員会において検討し、決定する。

多様な性を尊重し、固定的な役割分担意識及び性別に起因する格差・差別の解消促進を目的とした啓発事業を実施する。

相談事業の更なる周知及び相談時間や相談項目等の充実を図る。

利用者の交流や活動促進を図るとともに施設の更なる利用率向上を目指し、墨田区内在住・在勤・在学の方だけでなく区外の方も貸出施設の利用を可能とする。

図書館機能を活用し、男女共同参画社会の形成に資する情報発信を強化する。

条例改正

令和5年度に「すみだ女性センター条例」を改正し、令和6年4月1日の施行を目指す。